

拒絶理由通知書のリンクを追加しました

2025.05

書誌の中間記録情報の「拒絶理由通知書」にリンクを追加しました。
クリックすると、J-PlatPatを経由することなく、直接、拒絶理由通知書の内容をご確認いただけます。

- ※拒絶理由通知書へのリンクは無料
- ※2019年以降に出願された商標が対象

【重複情報】 (000)
【審判情報】 (000)
【異議申立情報】 (000)
【審判詳細情報】 (000)
【中間記録情報】 (009)
[審査]
2024.01.11 願書
2024.07.26 **拒絶理由通知書 (第3条1項各号)**
2024.08.19 意見書
2024.08.19 手続補足書
2024.09.20 登録査定
2024.10.15 登録料納付
[登録]
2024.09.20 登録査定書
2024.10.15 設定納付書
2024.10.23 登録証
【拒絶理由通知情報】 (001)
2024.07.26 拒絶理由通知書
[適用条文] 第3条第1項第4号

TM SONAR

拒絶理由通知書 (商標出願)

1/
拒絶理由通知書

商標登録出願の番号 起案日 特許庁審査官 商標登録出願人代理人 商願: 令和 6年 7月 1日 池田 光治 8535 様

適用条文 第3条第1項第4号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。
これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。
なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由

■第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称）
この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、「
」及び「
」の文字を普通に用いられる方法で上下2段に表してなる
ところ、これは我が国においてありふれた氏の一つと一般に認識される「
」
を片仮名文字及びローマ文字で表示したものです。
そうすると、本願商標は、単にありふれた氏を普通に用いられる方法で表示
するにすぎないものと判断するのが相当です。
したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当します。